主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人関山忠光、同黒沢克連署の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

所論は、まず、原判決の事実誤認を主張し、原判示A、BおよびCの三名は、いずれも麻薬中毒者ではなく、被告人は右三名の中毒症状を緩和するために、原判示麻薬を施用したものではない、といらのである。よつて、当裁判所は記録を検討して次のとおり判断する。

まず、被告人が右三名に対し原判示麻薬を施用した当時、右三名が麻薬中毒者で あつたかどうかの点について審案するのに、次の事実が明らかである。すなわち、 Aは昭和三十五年右季肋部痛を訴え日立市D医院において鎮痛のため麻薬を施用し たのを始めとして昭和三十六年四月より同年末まで年間十回、昭和三十七年には当 初毎月一回ないし三回、十一月よりは月七回、十二月は九回、昭和三十八年より昭和四十年九月十九日まで、毎月、四、五日に一回の割合て麻薬を連続施用したものである。同人は覚せい剤中毒の経験があつて薬物に耽溺し易い性癖があり、覚せい 剤廃止後は酒に耽つて、前記腹部等疼痺に際し連続麻薬を施用したため薬物に対す る嗜癖をもつに至り、昭和三十七年秋頃以降は身体的にも肉体的にも麻薬に対する これを抑制し得ない状態、すなわち麻薬中毒症に陥つたことが認めら れる。同人には麻薬施用を必要とする疾病は何一つ存在しないのに、鎮痛のため当 初麻薬を施用しそれを無思慮に連用したため麻薬欲求に基く観念感覚として迎合的疼痛を訴えたがそれは本来的な疾病に基くものではなく、麻薬施用に起因する精神 痛であつて、むしろ麻薬中毒症の現われとみるべきものであつた。次に、Bは昭和 二十五年に発病昭和二十六年水戸市E病院において診察の結果胆石病が証明され た。同人も昭和三十三年六月と八月の二回にわたり鎮痛のため麻薬を施用したのを 始めとして、昭和三十四年には一月、三月、四月、十二月に合計十一回、昭和三十五年には五月より十二月までの間に連続して計六十三回、昭和三十七年には一月より七月まで計三十九回、昭和三十八年には二月より十二月まで計五十四回、昭和三 十九年より昭和四十年三月十六日まで毎月十数回麻薬を連続施用したものである。 同人には胆石病があつたため、一時的緊急の措置として麻薬の施用も許容し得ないものではなかつたけれども、麻薬施用は極めて短期間にそれに対する欲求を作り、 麻薬中毒を誘発する導因となるからその反覆施用は絶対に回避すべきところ、前記 の如くこれを反覆連用したため、昭和三十七年夏頃以降は、本来の疾病に基く疼痛 によるものではなく、麻薬に対する欲求として観念感覚としての精神痛を覚えるに 至り、麻薬に対する精神的、身体的依存を生じこれを自制することが極めて困難な 状態すなわち、麻薬中毒症に陥つた事実が認められる。次にCは、昭和三十六年腹 痛を訴えて麻薬を施用し始め同年十二月より昭和三十九年五月まで毎月数回麻薬を 連続施用し、殊に昭和三十八年には腸捻転のため二回開腹手術をうけその前後には 多量の麻薬を施用している。同人は右開腹手術の後腸管腹膜の癒着を生じ屡々腹痛 を訴えたが、その痛みはしくしく痛む程度のもので、その鎮痛のために麻薬を施用 する必要はなく、同人の場合も麻薬を施用する医学的理由は極めて薄弱であるのに 無思慮に麻薬を連続施用したため麻薬に対する精神的、身体的依存を生じこれを自 制することの極めて困難な状態すなわち麻薬中毒症をきたし、昭和三十九年春以降 麻薬を廃止したことにより右中毒症も解消した事実が認められる。すなわち、被告 人が右三名に対し原判示麻薬を施用した当時、右三名がそれぞれ麻薬中毒者であつ た事実は明瞭である。

 陥り、その症状緩和のために、更に継続して麻薬の施用を要求するものであることを知悉しながらこれを施用した事実を認め得るのである。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 関谷六郎 判事 内田武文 判事 小林宣雄)